



Level up your happiness



令和 7 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社コーエーテクモホールディングス
代表者名 代表取締役社長 襟 川 陽 一
(コード番号 3635 東証プライム)
問合せ先 取締役専務執行役員CFO 浅 野 健 二 郎
(TEL 045-562-8111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を令和 7 年 6 月 19 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会に付議することについて、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

経営の監督と執行の分離を推進するために職務分担を明確化するとともに、経営環境の変化に対応できる機動的な経営体制を構築するため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会の運営について当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会が定める取締役が株主総会の招集権者及び議長にあたるよう、現行定款第 14 条を変更するものであります。
- (2) 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけではなく、取締役以外からも社長を選出できるよう、現行定款第 22 条を変更するとともに、役付取締役以外の取締役からも代表取締役を選定できるよう、現行定款第 23 条第 1 項を変更するものであります。
- (3) 業務執行に関して社長が最高責任者であることを明確にするため、現行定款第 23 条第 2 項を変更するとともに、変更案第 24 条として新たに業務執行に係る定めを設けるものであります。
- (4) 当社の経営体制にあわせて機動的な取締役会の運営を図るため、あらかじめ取締役会が定める取締役が取締役会の招集権者及び議長にあたるよう、現行定款第 24 条を変更するものであります。
- (5) 現行定款第 22 条の変更により、取締役以外からも社長を選出できる体制となることを踏まえ、現行定款第 40 条を変更し、会計監査人の報酬等の決定権限が取締役会にあることを明記するものであります。
- (6) その他、必要な文言の加除、修正、及び条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集者及び議長) 第 14 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。ただし、 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集者及び議長) 第 14 条 1. 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、 <u>あらかじめ取締役会の定める取締役</u> が招集し、議長となる。 2. <u>前項の取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現行定款	変更案
(<u>役付取締役</u>) 第22条 取締役会の決議によって、<u>取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じてその他の役付取締役を選定することができる。</u> (代表取締役) 第23条 1. 取締役会の決議によって、<u>前条の役付取締役の中から代表取締役を選定する。</u> 2. 代表取締役は、<u>当会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行する。</u> (新設) (取締役会の招集者及び議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、<u>取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 第25条～第39条（省略） (報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u> 第41条～第44条（省略）	(<u>社長及び役付取締役</u>) 第22条 取締役会の決議によって、<u>社長1名を選定し、必要に応じて取締役の中から役付取締役を選定することができる。</u> (代表取締役) 第23条 1. 取締役会の決議によって、<u>取締役の中から代表取締役を選定する。</u> 2. 代表取締役は、<u>当会社を代表する。</u> (<u>業務執行</u>) 第24条 1. 社長は、取締役会の定める業務の分担に従い、<u>当会社の業務を統轄し、業務を執行する。</u> 2. 社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定める順序により他の者が社長の職務を代行する。</u> (取締役会の招集者及び議長) 第25条 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、<u>あらかじめ取締役会の定める取締役が招集し、議長となる。</u> 2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 第26条～第40条（現行どおり） (報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、<u>監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって定める。</u> 第42条～第45条（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

令和7年6月19日
令和7年6月19日

以 上